

東海地震対策大綱

平成15年5月29日
中央防災会議

目次

前文

1. 本大綱決定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 本大綱の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第1章 総合的な災害対応能力の向上にむけた取組み

1. 被害軽減のための緊急耐震化対策等の実施・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 住宅の耐震化対策等の緊急実施・・・・・・・・・・ 4
 - (2) 公共施設等重要な施設の耐震診断及び耐震化の緊急実施・・・・・・・・ 4
 - (3) 計画的かつ早急な予防対策の推進・・・・・・・・・・ 5
 - (4) 津波に強い地域づくりの早期実施・・・・・・・・・・ 8
2. 地域における災害対応力の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (1) 地域住民や企業等に対する情報提供と啓発・・・・・・・・・・ 9
 - (2) 地域における防災力の向上にむけた緊急対策・・・・・・・・・・ 9
 - (3) 企業の災害対応力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第2章 警戒宣言時等の的確な防災体制の確立

1. 地震予知や警戒宣言等に関する正確な知識の普及・・・・・・・・ 11
 - (1) 東海地震やその予知についての正確な知識の普及・・・・・・・・ 11
 - (2) 警戒宣言時の対応についての正確な知識の普及・・・・・・・・ 11
 - (3) 東海地域の観測データの変化に関する情報についての
正確な知識の普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
2. 警戒宣言前からの的確な対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (1) 警戒宣言前からの適切な情報提供の実施・・・・・・・・・・ 11
 - (2) 警戒宣言前からの的確な防災対応・・・・・・・・・・ 12
3. 警戒宣言時の的確な避難・警戒体制の確立・・・・・・・・・・ 12
 - (1) 警戒宣言時の迅速な情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (2) 警戒宣言時における各分野別の対応の基本的方針・・・・・・・・ 13
 - (3) 円滑な地震防災応急対策の実施について・・・・・・・・・・ 17
 - (4) 地震予知体制の一層の強化・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (5) 強化地域外での対応について・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第3章 災害発生時における広域的防災体制の確立

- 1．災害発生時の広域対策の効果的な実施・・・19
 - (1) 災害対策本部の速やかな設置・・・19
 - (2) 情報・広報活動・・・19
 - (3) 想定被害に基づく緊急活動体制の確立・・・20
 - (4) 広域的な防災拠点の整備とネットワーク化・・・22
 - (5) 被災地における小売店舗等向けの物資等の安定供給対策・・・22
 - (6) 応急収容活動、帰宅困難者対策・・・22
 - (7) ライフラインの復旧のための応急対策活動・・・23
 - (8) 保健衛生、防疫に関する活動・・・23
 - (9) 二次災害の防止活動・・・23
 - (10) ボランティア及び海外からの支援の受入れ・・・24
 - (11) 高齢者等災害時要援護者等の対策の充実・・・24
- 2．災害発生時の広域対策の効果的な実施のための活動要領等の策定・・・24

第4章 的確な復旧・復興対策

- 1．迅速かつ的確な復旧・・・25
 - (1) 被災施設の早期復旧・・・25
 - (2) 交通ネットワークの早期復旧・・・25
 - (3) ライフラインの早期機能確保・・・25
 - (4) がれき処理に関する活動・・・25
- 2．計画的復興のための取組み・・・26
 - (1) 早期復興のための基本的取組み・・・26
 - (2) 被災者等の生活再建等の支援・・・26

第5章 対策の効果的推進

- 1．幅広い連携による震災対策の推進・・・27
- 2．地震防災に関する調査研究の推進と防災対策への活用・・・27
- 3．実践的な防災訓練の実施と対策への反映・・・28

別紙1 想定東海地震の震源域・・・29

別紙2 東海地震に係る地震防災対策強化地域・・・30

前文

1. 本大綱決定の背景

(1) 昭和 51 年秋の日本地震学会で東海地震説が発表されてから、既に四半世紀以上が経過した。この間、昭和 53 年の大規模地震対策特別措置法(以下、「大震法」という。)の制定をはじめ、官民を問わず東海地震への備えが進められ、着実に成果を上げてきたが、安政東海地震から約 150 年が経過した現在も地殻の歪みは着実に蓄積しており、東海地震の切迫性は極めて高いと想定されている。こうした中で、切迫している東海地震への対処をよりの確に行うため、想定される東海地震の姿を正確に把握するとともに、予防対策から災害発生後の対策を含めた戦略を明確に打ち立てる必要が生じた。

(2) 中央防災会議は、よりの確な東海地震対策を講じるため、大震法制定後 20 数年間の観測データや科学的知見の蓄積をもとに、東海地震の地震像を再検討することとした。このような状況を踏まえ、平成 13 年 3 月に「東海地震に関する専門調査会」(座長：溝上恵東京大学名誉教授)が設置され、東海地震の新たな震源域と、新たな震源域による地震の揺れ、津波の高さの分布について検討を行った(別紙 1)。さらに、平成 14 年 3 月には、「東海地震対策専門調査会」(座長：岡田恒男(財)日本建築防災協会理事長)が設置され、東海地震に係る地震防災対策強化地域(以下、「強化地域」という。)の見直しについて検討を行った。その結果、平成 14 年 4 月には強化地域が従来の 6 県 167 市町村から 8 都県 263 市町村へと大幅に拡大された(別紙 2)。さらに同専門調査会においては、東海地震に係る被害想定を実施し、最大の場合、建物全壊棟数約 23 万～26 万棟、死者約 8 千人～1 万人という甚大な被害が発生することが明らかになった。

(3) 極めて甚大な被害が広域にわたり発生することが明らかになったことから、災害リスクに対する国家的戦略として、緊急的な予防対策の実施や災害発生時の広域活動体制の確立などが必要となった。

また、東海地震について、大震法に基づく防災対策を注目するあまり、ともすれば強化地域外では被害が生じない、あるいは、必ず地震発生を事前に予知できるという誤解が発生したり、防災対策についても、警戒宣言時における警戒・避難体制の確立

に重点が置かれ過ぎていた恐れがある。東海地震の切迫性が指摘される中、阪神・淡路大震災等の経験も十分に生かしたより実効性のある対策を講じるため、強化地域の内外に係わらず、緊急に行うべき予防対策と警戒宣言時の対策、さらには災害発生時の応急対策も含めた総合的な対策の基本方針を示す必要が生じた。

(4) 中央防災会議「東海地震対策専門調査会」では、これらを踏まえ、東海地震対策のあり方全般についての報告を平成15年5月にとりまとめた。この報告において、「予防段階から災害発生後まで含めた東海地震対策のための全体のマスタープラン」の必要性が指摘され、本大綱の骨子がとりまとめられた。

本大綱は、上記報告に基づき、関係地方公共団体等をはじめとする関係機関の意見も十分に踏まえてとりまとめたものである。

2. 本大綱の位置づけ

(1) 本大綱は、駿河湾及び駿河トラフ付近におけるフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界面を震源域とし、いつ発生してもおかしくない想定されている巨大地震（想定東海地震）を対象としている（別紙1参照）。

(2) 平成7年7月に防災基本計画が抜本的に見直され「震災対策編」が設けられた。同計画は、長期的かつ総合的な視点から防災上必要な諸施策の基本について、国、地方公共団体、指定公共機関等における各々の役割等を定めたものである。本大綱は同計画と整合を図りつつ、東海地震対策を推進するにあたって必要な総合的な対策の進め方を具体的に定めるものである。

大震法に基づく地震防災基本計画は、警戒宣言時の地震防災応急対策等について定めたものであるが、本大綱は、同計画に規定される内容も含め、予防対策、災害発生時の応急対策、復旧・復興対策まで含んだ総合的な対策を視野に入れている。また、地震防災基本計画は、強化地域内を対象とした計画であるのに対し、本大綱は、強化地域外における対策についても定めるものである。

(3) 中央防災会議は、定期的に関係府省からの報告により、本大綱に基づく対策の具体化及び推進の状況について把握し、整理するものとする。また、課題についての検討成果、施策の推進状況等を踏まえ、必要に応じ本大綱の見直しを行っていくものとする。

(4)本大綱は、いつ発生してもおかしくない東海地震を対象にしているものであるが、今後、相当期間同地震が発生しなかった場合には、東南海地震等との連動の可能性も生じてくると考えられる。また、東海地震が単独で発生した場合も、今世紀前半にも東南海地震等が発生する可能性が指摘されている。そのため、特に予防的対策については、東海地震だけでなく東南海地震等の発生も考慮して行う必要がある。

また、今後、相当期間が経過し、東南海地震等との連動が危惧されるに至った場合には、本大綱を抜本的に見直すものとする。

第1章 総合的な災害対応能力の向上にむけた取組み

東海地震はいつ発生してもおかしくない状況にあることから、耐震化対策や災害発生時の活動体制の構築など人命に密接に関わる対策は、出来る限り速やかに実施するものとする。また、ある程度時間を要するその余の対策についても、計画的かつ早急に対策を講じるものとする。なお、予防対策については、強化地域内だけでなく、強化地域周辺部も含めてその推進を図るものとする。

1. 被害軽減のための緊急耐震化対策等の実施

(1) 住宅の耐震化対策等の緊急実施

住宅の耐震化の促進にあたっては、地域住民の意識が極めて重要であることから、国、地方公共団体は、住宅の新築やリフォーム等の機会を積極的に活用して、住宅の耐震化に関する意識啓発を徹底して実施する。阪神・淡路大震災では死者の8割以上が建物の倒壊等によるものであった教訓も踏まえ、地震ハザードマップの整備や耐震診断の徹底的な実施、さらには効果的な耐震補強策の普及等、住宅補強や建て替え等を促進する対策を早急に推進する。

また、国、地方公共団体は、住宅性能表示制度の積極的活用等により、住宅の耐震性能等を客観的に評価し、地震に強い住宅に対する消費者の関心を高め、耐震性の高い住宅ストックの形成を誘導する。

さらに、災害発生時の周辺建物倒壊等による避難地・避難路等の機能低下を防ぐため、避難地・避難路等の周辺の一般建物の緊急耐震化促進策について早急に検討を進める。

(2) 公共施設等重要な施設の耐震診断及び耐震化の緊急実施

学校、病院等不特定多数が利用する施設の耐震化

学校、病院等不特定多数が利用する施設や市役所、消防署など災害時の拠点となる施設等の耐震診断、耐震改修についても、地方公共団体で作成している「耐震改修促進計画」の積極的推進や文部科学省の「学校施設の耐震化推進計画策定支援事業」の推進等により計画的かつ緊急に耐震化を実施する。

また、切迫している東海地震に対して地域住民が的確な対応をとるためには

自宅だけでなく公共建築物の耐震性の把握も不可欠であることから、公共建築物については、耐震診断実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストを作成し、住民に周知するよう努める。強化地域内において、まずは地方公共団体所有の施設について早期にリストを作成・公表し、順次対象を拡大するものとする。

道路、鉄道等主要な施設の耐震化

道路や鉄道等主要な施設については、その重要性にかんがみ必要に応じ速やかに耐震点検を行うなど耐震対策を計画的かつ緊急に実施する。また、必要に応じ跨線橋等の耐震点検等を実施し、安全確保に努める。

(3) 計画的かつ早急な予防対策の推進

地震防災施設整備等の計画的な推進

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」等に基づく地震防災緊急整備事業等については、財政事情がひっ迫する中、より効果的、効率的な地震防災対策を推進する必要がある。このため、国、地方公共団体は、的確な目標の設定と重点的な事業実施を行うものとし、目標の設定や事業実施に際しては、事業の効果やコスト、整備期間等について出来るだけ分かりやすい形で公表するとともに、防災関係機関において事業等に関する情報を共有し、各種事業を連携して実施するなどより効果的な実施に努める。

(ア) 応急対策活動と整合のとれた避難地・避難路等の整備

地震や津波等からの迅速かつ的確な避難のため、避難地、避難路、避難場所となる公園、緑地などの整備にあたっては、防災関係機関と、施設、都市整備機関が連携し、震災時における応急対策活動と整合を図りつつ整備を図る。

(イ) 崖地、液状化対策の推進

国、地方公共団体は、地震による崩落等の危険のある崖地等の把握に努め、急傾斜地崩壊危険区域の指定等を進めるとともに、急傾斜地の崩壊対策事業等を推

進し、近接する建築物の移転等を誘導する。さらに、地域住民等に対して、急傾斜地崩壊危険区域等について、ハザードマップ等の整備も含め徹底した情報提供を行うとともに、警戒宣言時等の避難についても周知徹底を図る。

また、液状化による住宅、ライフライン等の被害軽減のため、ハザードマップ等による情報提供や住宅等の液状化対策の普及を図る。

(ウ) 出火防止対策、消防用施設等の整備の推進

国及び地方公共団体は、調理機器、暖房機具等の製造業界及び使用者等に対し、各種安全装置の整備、普及等の指導、啓発を進めるとともに、出火危険性のある化学薬品等の管理についても再点検するなど、出火防止対策を進める。

また、建築物、建材の不燃化促進、初期消火設備の設置・普及等とともに、防火管理対策の一層の確立に努める。さらに、耐震性貯水槽、防火水槽等の消防水利等の整備、耐震化、計画的な配置等の推進を図る。

(エ) 密集市街地の改善の推進

地方公共団体は、密集市街地において地域住民の理解、自助努力等を得つつ、新たな防災街区整備事業や、密集住宅市街地整備促進事業、街路事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業等によりその整備を推進する。また、消防力の重点的整備等を推進するとともに、住民、自主防災組織等による出火防止、初期消火対策等の推進を図る。

(オ) オープンスペースの体系的確保

国及び地方公共団体は、震災時の延焼の拡大防止や、避難、応急収容、ヘリコプターの臨時離着陸、要員・資機材等の集積、がれき処理等各種応急対策活動の拠点として重要な役割を果たすオープンスペースの体系的な確保を図る。

地域の防災構造化の推進等

(ア) 地震に強い交通ネットワーク

災害発生時の応急活動の円滑な実施や経済的影響を最小限にするため、基幹的な交通ネットワークの耐震化を進めるとともに、これらのバイパス機能を強化す

ることが必要であることから、国、地方公共団体等は、第2東名高速道路等高規格幹線道路の整備を早急に進めるとともに、緊急輸送路、港湾施設等の耐震強化とこれらのネットワーク化、交通管制施設等の整備などにより、地震に強い交通基盤づくりを推進する。

(イ) ライフライン施設の耐震化の推進

電気、ガス、水道、通信施設等については、一度被災すると広域かつ長期にわたり被災者の生活をはじめ経済・社会活動に甚大な被害をもたらすことから、ライフライン事業者は、各施設について、液状化等にも配慮した耐震化の推進を図るとともに、共同溝等の整備、管理システムのバックアップ、応急復旧資材の確保等に努める。

また、被害を最小限にとどめ早期復旧を可能とするため、供給・処理拠点の多元化・分散化、ルート多重化等を進めるとともに、被災状況等の的確な把握のためのシステム整備等を進める。

(ウ) 危険物施設の安全確保、石油コンビナート等における対策の推進

危険物施設等からの火災、爆発等による被害の発生、拡大を防止するため、防災関係機関は、施設等の耐震化、保安体制の充実、教育訓練の充実等安全確保対策を推進する。

また、伊勢湾等における臨海部の石油コンビナート等の地震対策も極めて重要な課題であることから、国、地方公共団体、事業者は、連携して対策の充実を図る。

(エ) 高層ビル、地下街、ターミナル駅等の安全確保対策

高層ビル、地下街、ターミナル駅等不特定多数の者が利用する都市の施設等における地震時の安全性の確保対策及び震災時の応急体制の整備を図る。特に、震災時及び警戒宣言時等における当該施設内外における混乱を防止し、的確な避難誘導を図るため、各施設管理者は、情報伝達体制の確保、施設従業員の教育・訓練の実施、施設利用者等に対する平常時からの効果的な広報等を実施する必要がある。防災関係機関は適切な指導等を行うとともに、日頃から、これらの施設管

理者等との連携を図る。

(オ) 落下物・ブロック塀対策等

建築物の外壁等の落下やブロック塀等の倒壊による歩行者の被害や避難や応急対策活動の支障を防ぐため、タイル・ガラス、看板等の落下物対策、ブロック塀等の転倒防止対策を一層進める必要がある。このため、国、地方公共団体においては、公共施設における対策の実施、施設所有者等の意識啓発、指導、政策融資等による支援措置等により施策の推進に努める。

(4) 津波に強い地域づくりの早期実施

堤防の整備等の早期実施

堤防等海岸保全施設の早期整備のため、国、地方公共団体は、今回の津波想定を踏まえ、津波危険地区について計画的な施設整備を実施するとともに、既存の施設についても緊急耐震点検を実施し、必要があれば改善する。また、水門については開閉点検を定期的の実施するとともに、水門の自動化等を推進する。

津波避難対策の緊急実施

国、地方公共団体は、今回の被害想定等を踏まえ、各沿岸地域における津波ハザードマップ整備を早急に推進するとともに、津波についての十分な知識の普及の徹底、地域ごとの津波避難計画の策定を進め、津波避難対策を推進する。

沿岸部における津波避難地・避難路の整備については、対象各種事業を適切に活用し必要なところから速やかに整備する。加えて、避難標識等迅速な避難のための施設の早期整備を図る。また、避難地等の整備が困難なところでは、堅固な民間ビル等の活用等により避難場所を早急に確保する。

津波警報等の迅速な伝達は、津波からの的確な避難のため極めて重要であることから、地方公共団体においては、同報無線の整備を緊急に進めるとともに、無線の相互接続等の早期実施を図る。また、つり客、海水浴客等観光客の的確な避難のため、情報伝達体制の整備を進めるとともに、各種標識等の整備等により津波に対する避難意識の高揚を図る。

その他の津波防災対策

津波発生時の的確な応急対策の実施等のため、国及び地方公共団体は、津波防災性の高い交通基盤施設の整備やヘリポート整備等による孤立化の防止対策等津波に強い地域づくりを推進する。

また、津波による大型船の座礁等の防止策や津波による漁業関係被害の軽減策等の検討を進める。

2. 地域における災害対応力の強化

(1) 地域住民や企業等に対する情報提供と啓発

国、地方公共団体及び防災関係機関は、地域住民や企業等に対し、東海地震、地震予知、警戒宣言等に関する正しい知識の普及のためのパンフレットの配布等を行う。また、国及び地方公共団体が連携し、東海地震対策に関する相談窓口やポータルサイトの設置を行う。加えて、食料や水の備蓄、耐震補強、家具の固定等の日頃からの備えについても強力に普及啓発活動を実施する。

防災知識等の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等効果の高いものを積極的に活用する。また、学校における防災訓練、防災教育を積極的に実施するとともに、各地域での防災教育に係る資料、教材の共有などソフト面のネットワークづくりを進める。

(2) 地域における防災力の向上にむけた緊急対策

広域かつ甚大な被害が予想される東海地震に対処するためには、住民や企業、NPO等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が不可欠であり、防災関係機関との連携のもと、地域の防災力の向上に向けた緊急対策を実施する必要がある。

このため、自治体首長や幹部に対する実践的研修の実施、自主防災組織や学校単位、企業単位等地域の実情にあわせた e-ラーニングを含めた防災教育の推進、消防・救助資機材等の配備や実践的訓練、防災活動のリーダーの育成、地域の安全性点検や参加型地域版図上演習(DIG)の実施等により、地域での総合的な防災力を向上させる。加えて、地域の防災やまちづくり等の研究者の育成を推進するとと

もに、研究者と地域住民、企業、報道機関、行政等との連携協力体制の確立や地域での防災教育等の拠点の充実を図る。

また、少子高齢化社会の進展を踏まえ、地方公共団体等は、高齢者等の災害時要援護者に対する十分な情報提供と災害発生時等における地域での避難支援体制の確立等を進める。

さらに、地域の防災活動へのボランティアの効果的な参加が促進されるよう、関係する主体が意見交換する場を設置するとともに、ボランティア・コーディネーター等の人材の養成に努める。

(3) 企業の災害対応力の向上

強化地域内外の企業においても、東海地震による被害を最小限にするため、企業施設や社宅等の耐震化、諸機能の分散化等の対策を推進することが必要である。また、警戒宣言時の対応のみならず、地震発生時等における適切な対応のための計画策定や、被災時における地域コミュニティとの連携など防災活動への協力体制の確立、各種防災関係資機材や備蓄食糧の確保等災害対応能力の向上が必要である。このため、国、地方公共団体においては、これらの活動を推進するため、企業の防災活動活性化のためのマニュアルや事例集の充実を早急に進めるとともに、日頃から、防災関係機関と企業との情報交換や連携を進める。

第2章 警戒宣言時等の的確な防災体制の確立

1. 地震予知や警戒宣言等に関する正確な知識の普及

国、地方公共団体、防災関係機関は、報道機関との連携や各種広報媒体を活用するなどあらゆる手法で東海地震の予知や警戒宣言等に関する正確な知識の徹底的な普及を図る。

(1) 東海地震やその予知についての正確な知識の普及

現在の地震予知は、プレスリップ(前兆すべり)という地震の直前現象を捉えるものであり、この直前現象をとらえるための体制整備を図ってきていること、また、プレスリップ以外の現象をもとに予知情報を出すのは難しいこと等東海地震やその予知について、さらには、東海地震で予想される被害についての正確な知識を広報、普及する。

(2) 警戒宣言時の対応についての正確な知識の普及

警戒宣言時に各機関がどのような対応をとるか、どのような規制等がなされるかについての情報や、それぞれの状況に応じてどのような行動をとるべきかについての正確な知識を日頃から広報、普及する。

(3) 東海地域の観測データの変化に関する情報についての正確な知識の普及

警戒宣言前の東海地域の観測データの変化に関する情報については、どのような時に出される情報で、どのように対応すべきかほとんど知られていない。科学的な情報を分かりやすく伝えることに加え、情報の受け手がとるべき行動についても徹底的に広報、普及する。

2. 警戒宣言前からの的確な対応

(1) 警戒宣言前からの適切な情報提供の実施

地域住民の混乱防止や帰宅困難者対策のため、東海地域の観測データの変化に関する情報や各機関の対応状況など地域住民が行動を的確に判断するための情報提供

を行う。特に社会的混乱防止のため、放送事業者とも連携し、すぐに地震発生につながるものではないことや交通機関や店舗等は営業していること等の確な情報を様々な手段で提供する。

なお、警戒宣言前の東海地域の観測データの変化に関する情報については、その名称を含め、発表のあり方についてよりの確なものに見直すものとする。

(2) 警戒宣言前からの的確な防災対応

警戒宣言前の防災面の準備行動については、これまでは、防災担当職員の参集などごく一部に限られていたが、強化地域の拡大等を踏まえると、例えば広域応援の準備や生徒・従業員の帰宅など、時間がかかる準備行動の中には、警戒宣言前から実施することが望ましいものもある。

観測・監視能力の向上から、プレスリップに沿った現象が観測されている場合には、科学的な知見を踏まえ、警戒宣言よりもある程度前に今後の推移について説明可能な段階が設定できると考えられることから、この段階において住民や防災関係機関がどのような準備行動を実施するのが適当か検討した上で、必要なものは個々の対応を明確化する。特に、実動部隊の派遣準備等防災関係機関の対応については、「東海地震応急対策活動要領」や地震防災基本計画等各防災計画において明確化する。

3. 警戒宣言時の的確な避難・警戒体制の確立

(1) 警戒宣言時の迅速な情報提供

国、地方公共団体、防災関係機関は、警戒宣言の内容を速やかに伝達・提供するとともに、住民等に対し、地震予知情報の内容、安否情報、公共施設等の状況、医療機関や店舗の営業情報などの生活関連情報、交通規制情報等ニーズに応じた情報をきめ細やかに提供する。

これらの情報提供にあたっては、放送事業者との連携による適切な情報提供や外国語等による情報提供も含めたきめ細かな情報提供を図るとともに、特に、地域住民等の的確な行動のため、様々な手段を用いて正確な情報の提供に努めるものとする。

また、地震予知情報等の情報提供にあたっては、同報無線での一斉通報や放送事業者からの情報提供等とともに、携帯電話のメール機能を用いた一斉送信や、駅前のビ

ジョンの利用等提供方法を多様化し、確実な情報提供体制の確立を目指す。

(2) 警戒宣言時における各分野別の対応の基本的方針

警戒宣言時における各分野の対応の主な方針は以下のとおりとし、大震法に基づく地震防災基本計画等各防災計画において対応を明確化するものとする。

なお、昭和54年の強化地域指定当時は、市町村ごとに1つの震度を予測して強化地域の指定を行っていたが、今回の強化地域の見直しにおいては、1km平方ごとのより細かな震度や、各地の津波の高さが細かく想定されており、各地方公共団体でも詳細な被害想定が行われていることから、防災対応もこれらに基づき、より詳細なエリアに分けてより実効的な対応をとることも可能な状況となった。しかしながら、同一市町村内で複数の防災対応を計画した場合には混乱等が生じ的確に防災対応を行えない可能性もあることから、強化地域内で複数の防災対応をとる場合は、そのような対応をとる必要性と、確実な実施を吟味し、各計画主体が防災計画において明確に定めるものとする。

避難対策等

地方公共団体は、警戒宣言時の避難対象地区を計画中に明示し、避難地、避難ルート等を明確にする。警戒宣言時においては、地方公共団体及び自主防災組織等は、迅速な情報提供を行うとともに、地域住民等の円滑な避難のための誘導や高齢者等の避難支援等を行う。

上記避難は徒歩によるものとするが、山間部、半島部等比較的人口が少なく、交通渋滞の生じにくい地域においては、自主防災組織等地域内で相談し、車の台数を絞って避難に利用することも可能とする。

また、耐震点検の早期実施により自宅の耐震性の把握を各自が行うとともに、地域の公共施設等の耐震性を積極的に公開し、それを十分把握した上で、あらかじめ警戒宣言時における最も適切な避難方法を家庭や地域で再検討し、警戒宣言時には、安全な場所で行動する。

交通

(鉄道)

警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の運行規制等についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請する。

警戒宣言までは、需要に応えるため極力運行を継続する。

警戒宣言時には、強化地域内への進入を禁止し、同地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅に停車する。ただし、震度6弱未満かつ津波等の被害のおそれがない地域については、事業者が安全に運行可能かどうか判断したうえで対応を明確化する。

(道路)

警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行う。名古屋市等かなりの渋滞が予想される地域においては、事前から適切な情報提供と今後の車の使用自粛等について広報する。

警戒宣言時は、強化地域内への流入を極力制限し、インターチェンジからの流入についても制限を行う。強化地域内の道路では走行を極力抑制し、避難路及び緊急輸送路では走行を禁止又は制限する。

また、東海地震に関する情報提供、車両の走行自粛の呼び掛け等を実施するとともに、発災後の緊急輸送、応急復旧活動が円滑に行われるよう、道路状況の確認を実施する。

(海上、航空)

津波による危険が予想される地域の港湾及び海上において、海上の交通の規制を実施するとともに、発災後に備えた海上輸送路の確保についても考慮するものとする。

強化地域内の飛行場については、緊急輸送等の機能を除き、速やかに閉鎖する。また、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行う。

帰宅困難者等

帰宅困難者や滞留旅客を極力減らすため、警戒宣言前から適切に情報提供を行う。特に社会的混乱防止のため、交通機関の運行に関する情報等住民にとって必要な情報を分かりやすく伝達する。

警戒宣言までは、可能な限り鉄道、バス等の公共交通機関を運行するとともに、企業においても自転車通勤や自動車の相乗りを奨励して、社会的混乱や帰宅困難者の発生をできるだけ抑えるよう努める。

児童生徒等については、警戒宣言前に提供された情報の内容、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、保護者の意見も聞きつつ、その安全確保を最優先とした形で、対応する。百貨店等の警戒宣言前からの営業中止等の対応についても、地域の実情に応じ、地方公共団体と企業が協力しつつ、明確化する。

帰宅困難者が発生した場合は、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、郵便局等の協力を得て、徒歩帰宅者向けの情報の提供及び帰宅支援を実施するとともに、徒歩帰宅が困難な高齢者等の避難場所確保や輸送対策等を実施する。

ライフライン

(電気、ガス、水道)

供給継続に努める。ガスについては使用に支障をきたさない範囲で減圧処理を行う。また、必要に応じ、周辺地域の事業者との間で、電力、水等の融通等の対策についても検討する。

(通信)

防災関係機関等の重要通信を確保するため移動電源車等を確保するとともに、状況に応じて災害伝言ダイヤル 171 等の安否確認に必要な措置を実施する。また、必要に応じて、これらの措置を警戒宣言前から行う。

生活必需品の確保

避難生活の維持のため、警戒宣言時においても、コンビニエンスストア等小売店舗について自ら安全性を確保できると判断した場合にはサービスを継続することが出来るものとする。警戒宣言直後は備蓄物資があると想定されるが、物資搬送

に備え、安全な輸送の方法、ルート等をあらかじめ計画するとともに、コンビニエンスストア等の営業確保方策として、営業に必要な物資輸送のための車両を確保し、地震防災応急対策の実施状況を勘案しながら段階的に輸送を実施する。

医療

各地域において、地域医療の確保のため、耐震性を有する病院については、診療を継続できるものとする。

地震発生に備え、耐震性の劣る病院や病棟からの患者搬送及び家族等による引き取りを実施する。また、救護所の設置準備、災害拠点病院の体制拡充、連絡手段の確保等の準備体制を整えるとともに、必要に応じ、トリアージの体制、拠点病院間や拠点病院と地方公共団体、関係機関等との通信確保等を行う。

強化地域外で支援にあたる医療機関においても準備を行うとともに、強化地域内外の連絡体制を確保する。

社会福祉施設

地震発生に備え、耐震性の劣る福祉施設の入所者について、地域の住民の協力を得て耐震性が確保されている避難所や他の福祉施設へ移送又は家族等による引き取りを実施する。

生活関連サービス

金融機関は、一部のATM等でのサービス提供を継続するが、それ以外の営業は中止する。利用可能なATM等について広く周知するなど、混乱防止に努める。

地方公共団体の窓口はあらかじめ定めた必要最小限の業務を実施するとともに、来客者の避難誘導を実施する。

その他

防災関係機関は、所管施設の緊急点検等安全確保のための所要の措置を講じるとともに、庁舎等発災後の災害応急対策の実施上大きな役割を果たす施設については、機能確保のための対策を講じる。河川、海岸、港湾、漁港施設については、水門及び閘門の閉鎖等津波からの防護のための所要の措置を講じる。

工事中の建築物等については、原則として工事を中断し、必要に応じ、補強、落下防止策等の措置を講じる。

(3) 円滑な地震防災応急対策の実施について

要員の迅速な参集

防災関係機関は、短時間に可能な限り多数の要員を確保しうるような具体的な参集体制をあらかじめ整備し、情報に基づき迅速に参集する。

正確な情報の収集と共有化

防災関係機関は、地域住民等の避難状況、所管する施設の状況等についての正確な情報を収集するとともに、的確な対策の実施のため、これらの情報を防災関係機関で共有するとともに、地域住民等と間での情報の共有化を図る。

地震災害警戒本部等の設置と対策の強力な実施

警戒宣言が発せられた場合には、地震災害警戒本部等を迅速に設置するとともに、地方公共団体の本部間等の情報連絡体制を確立する。また、必要に応じ、現地本部の設置を行う。

地震災害警戒本部の活動方針等をあらかじめ定めるとともに、同本部設置後は、あらかじめ定めた方針に基づき、地震防災応急対策の強力な実施を図る。

災害発生時に備えた資機材、人員等の配備手配

災害発生時に備え、食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の災害応急対策に必要な物資の手配、医療等の災害応急対策のための人員体制の事前配備等をあらかじめ定めておき、警戒宣言時には速やかにこれらの手配、配備等を実施する。

防災関係機関の相互連携

強化地域内外の地方公共団体は必要な応援体制を整えるなど、あらかじめ相互に連携を図る。また、警察の広域緊急援助隊、消防の緊急消防援助隊等の広域の応援については、必要な体制を整えておくとともに、必要に応じ、地震防災応急対策の円滑な実施のため、これらの部隊を派遣するものとする。

このほか、複数の防災関係機関が関係する地震防災応急対策については、これを円滑に実施するため、平常時から密に連携を図る。

自衛隊の地震防災派遣等

地震災害警戒本部長が大震法に基づき派遣要請をした場合、自衛隊は速やかに地震防災派遣を行う。当該要請内容を的確かつ迅速に実施するため、あらかじめ地方公共団体等関係機関との連携等を進める。

(4) 地震予知体制の一層の強化

直前予知に基づく避難・警戒体制による被害軽減のためには、地震予知体制の一層の強化を図ることが必要である。東海地震に係る観測データについては、現在、気象庁が関係機関のデータをリアルタイムで処理し総合的に監視を行っており、引き続き関係機関とのより密接な連携により、精度の高い監視体制を整える。

(5) 強化地域外での対応について

強化地域外でも地震や津波によりある程度被害が生ずると考えられるが、過大な対応や社会的混乱等が発生しないよう、交通機関や店舗の情報など適切な情報提供を実施するものとする。地方公共団体においては、東海地震に係る被害想定結果を踏まえ、それぞれの地域において予想される震度等に応じた適切な対応措置が計画されているかどうか再検討を行うものとする。

強化地域外の津波被害のおそれがある地域については、警戒宣言時における災害時要援護者の避難などの対策を定めるものとする。また、強化地域外の急傾斜地崩壊危険区域や高層ビルなどについても、予想される震度等に応じ、必要に応じて、避難等の対策を定めるものとする。

強化地域周辺のターミナル等では、混雑等が予想されることから、利用者への的確な情報提供や避難場所等への誘導を実施する。

第3章 災害発生時における広域的防災体制の確立

1. 災害発生時の広域対策の効果的な実施

(1) 災害対策本部の速やかな設置

地震発生後、E E S（地震被害早期評価システム）等を活用して大まかな被害像を関係者で共有し、緊急災害対策本部等（以下、「政府本部」という。）の速やかな設置を行う。また、必要な情報が即座に官邸等に集約され、的確な指揮が行われる体制づくりを進める。

災害発生時の現地における医療搬送や緊急輸送等の行動の的確な実施を図るため政府の現地対策本部の設置場所について、被害想定等をもとにあらかじめ複数ケースを計画しておくとともに、地方公共団体の災害対策本部間の情報共有化や連絡調整体制をあらかじめ整備し、速やかに本部設置を行う。

(2) 情報・広報活動

災害情報の早期把握

被害情報の収集にあたっては、関係機関の航空機の早期の大量投入や人工衛星等の活用により、建物倒壊や火災、交通渋滞等や被害の全体像を把握する。また、関係機関においてこれらの情報の共有を図る。

防災関係機関における情報の共有化のための仕組みの構築

関係都県からの要請等の情報については、様式や情報の流れをあらかじめ定めるとともに、政府本部に情報処理専門チームを置くなどの体制強化を図り、これらの情報の整理と関係機関での共有化を図る。このとき関係都県が、隣県の状況を把握できるよう、国から情報をフィードバックする仕組みを構築する。

刻々と変わる状況の中で各種応急活動を検討するためには、被害情報や活動状況はできるだけ電子的に地図情報化し、情報を速やかに更新して共有し、被災地域外からの応援主体に対しても、目的地や交通経路等必要な情報を的確に提供できる体制を構築する。

これら迅速・的確な情報共有のため、衛星回線の整備・高機能化や東海地域を総合的にカバーする光ファイバ等による高度防災情報ネットワークの構築を進め

る。

国民、地域住民に対する広報活動

被害情報や政府の活動状況、各種規制情報等の情報については、住民との情報の共有化を図るため、できるだけ速やかに広報を行う。専門のホームページを開設したり、報道機関と十分連携をとりつつ、国民、地域住民にわかりやすい広報を実施する。また、外国人等情報弱者に対して十分配慮した情報提供を進める。

(3) 想定被害に基づく緊急活動体制の確立

救助・救急、医療活動、消火活動、輸送活動（救助要員の被災地への派遣、医療チームの被災地への派遣、患者の被災地外への搬送、緊急物資の輸送）等については、被害想定に基づき活動内容をあらかじめ計画し、地震発生後速やかに計画に基づいた緊急活動を実施するものとする。

救助・救急、医療活動及び消火活動

救助・救急、医療活動及び消火活動については、被害想定に基づき、あらかじめ地域ごとの派遣内容、必要量等を計画し、これに基づき、被災状況等の情報がない段階からも、速やかに部隊派遣等の活動を実施するものとする。その後は、被災状況等の情報に基づき、必要に応じ活動内容等を修正するなどの確な活動を実施する。

救助部隊等については、災害発生直後から計画に基づき速やかに派遣を実施する。この際、効果的かつ迅速な派遣ができるよう関係機関で緊密な連携を図る。

医療活動については、EMIS（広域災害救急医療情報システム）等を最大限活用して情報を把握し、後方医療活動体制を整えておくとともに、被災地内へ派遣する救護班については、計画に基づき災害発生直後から速やかに派遣する。

なお、救助部隊や医療活動等の準備については、警戒宣言前の観測データの変化等の事前の情報がある場合は、その段階から必要な派遣準備等をはじめるとも検討する。

これらの広域応援活動のために、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊の編成、消防・救助資機材、消防・救急無線の高度化等の充実を進めるとともに、拠点とな

る病院機関の通信施設の整備、ライフラインの補強等の機能強化を図る。また、災害時の広域医療活動に必要な資機材の確保や救助・救急活動などの災害時に必要な技能を有する専門家の育成を推進する。

緊急輸送活動

緊急輸送を確保するため、広域的な緊急輸送活動の中心となる道路について通行の可否や交通状況を早急に確認するとともに、港湾施設等の状況についても早急に確認し、緊急輸送のためのルートを確認する。また、緊急輸送ルートの確保にあたっては、被災の状況、応急活動の状況等を踏まえ、特に必要なルートを優先的に確保するものとする。

災害発生直後からの迅速な応急活動にヘリコプターは不可欠であることから、救助活動や医療活動に使用するヘリポート等の確保を速やかに行い、航空機や燃料等の確保についても速やかに調整を実施するとともに、ヘリコプターを用いるべき活動の内容、必要量についても、早急に調整を行う。

これらのヘリコプター等航空機による活動を的確かつ安全に実施するため、あらかじめ安全確保要領等の取り決め等を実施する。なお、家屋倒壊の被害者の救出の妨げにならないよう的確な運用も検討する。

また、道路輸送や海上輸送についても、輸送活動に必要な車両、船舶の調達、活動内容の調整や燃料の確保等の対策を速やかに実施する。

食料・飲料水及び生活必需品の調達

物資の調達に関しても、あらかじめ各地域の必要量を計画しておき、発災後速やかに、計画に基づき被災地外での物資調達を実施し、被災地へ搬送する。なお、緊急度が高いものや物資調達に時間がかかるものについては、警戒宣言前の観測データの変化等の事前の情報がある場合は、その段階から調達を始め、強化地域周辺の拠点へ輸送することも検討する。

これらの活動を円滑に実施するため、強化地域内各県においては、東海地震に係る被害想定等をもとに、あらかじめ、不足する物資の内容、量等を事前に整理し、それらの情報を共有する等の受援体制の整備を進める。

(4) 広域的な防災拠点の整備とネットワーク化

上記活動に用いるため、強化地域内外に、地域レベルの拠点から広域的な活動の拠点まで多様な防災活動拠点（医療活動や救助活動、実動部隊の展開、物資搬送の拠点）を指定し、個々の役割の明確化や関係機関相互の連携を十分図りつつ、実効的なネットワークづくりを推進する。

また、広域的な防災活動の拠点として、強化地域周辺部にも複数の大規模な医療、物資の活動拠点をあらかじめ指定し、強化地域内の拠点との連絡体制等を確保する。

(5) 被災地における小売店舗等向けの物資等の安定供給対策

被災地内における物資の安定供給のため、関係都県はあらかじめコンビニエンスストア等と被災直後から営業実施が可能となるよう協定を結ぶ等事前から準備を実施する。

また、緊急輸送道路の情報や緊急通行車両以外も通行可能な道路の情報、道路の混雑情報等について、情報提供を行うとともに、コンビニエンスストア等の輸送車両については、救助・救急、医療、消火活動の車両に影響を与えないと認められる期間経過後から段階的に通行できるようあらかじめ関係機関で計画を策定する。

(6) 応急収容活動、帰宅困難者対策

応急収容活動

避難所の開設時には、各避難所と地方公共団体の災害対策本部との間の連絡体制の確立や各避難所における避難者のリスト作成等を早急を実施する。

避難生活が長期にわたることが予想されることから、地方公共団体は、あらかじめ、周辺地方公共団体や国等の協力を得つつ、避難者の受入れ場所のリストアップや応急仮設住宅の建設用地のリストアップ等を実施する。

被災者向け総合窓口の設置

被災者の各種申請等に係る諸手続を簡素化するとともに、被災地に総合的な相談受付窓口を設置し、オンラインサービス等も含めたワンストップサービスを

行うため、体制の整備や職員の訓練等を実施する。

帰宅困難者対策

帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、一時避難場所等に関する情報、鉄道等の交通の運行や復旧状況に関する情報等を迅速に提供する。この際、放送事業者等と連携して定期的な情報提供に努めるとともに、駅前の電光掲示板等様々な手段で情報提供を行う。

帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等関係機関の協力を得つつ、食料や水、休憩場所の提供サービスを行う徒歩帰宅支援所のネットワーク化を図る。また、徒歩帰宅が困難な高齢者等の避難場所確保や輸送対策等を実施する。

(7) ライフラインの復旧のための応急対策活動

ライフラインの復旧にあたっては、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備、必要な作業スペースの確保等に努めるとともに、他のライフライン事業者や関係省庁等の連携、地図情報システムの活用等により迅速な復旧活動を実施する。また、必要に応じ、周辺地域の事業者との間で、電力、水等の融通等の対策についても検討する。

ライフラインの復旧状況等の情報については、地域住民にとって特に重要な情報であることから、迅速かつきめ細かな情報提供に努める。

(8) 保健衛生、防疫に関する活動

東海地震においては、揺れや津波等により広い範囲で建物被害・人的被害が発生することから、これらの地域における保健衛生の確保、防疫等の活動も広域的に実施する。さらに、被災地の保健衛生や被災者のメンタルヘルスの問題等長期被災生活への対応についても、広域的な対応に備え、あらかじめ体制の整備や関係職員の訓練等を実施する。

(9) 二次災害の防止活動

余震や降雨等により、二次災害が発生する恐れがある。この発生を防止するよう

的確な情報提供を実施するとともに、建物の応急危険度判定や急傾斜地の危険度判断等を早期に実施する。

(10) ボランティア及び海外からの支援の受入れ

ボランティアの受付や各種活動の調整を行う広域ボランティアセンターを速やかに設置するとともに、国や地方公共団体の対策本部は、被災地ニーズの的確な提供等ボランティアセンターとの連携を図る。

海外からの支援受入れの可能性のある分野については、国において受入れ体制を整備し、実際に支援の申し入れがあった場合に、迅速かつ円滑な対応がなされるよう措置する。

(11) 高齢者等災害時要援護者等の対策の充実

高齢者や外国人等の災害時要援護者への対策については、情報提供や避難の支援、避難生活の運営等災害応急対策のあらゆる面で、どのような対策が必要となるか関係機関で十分検討し、迅速かつ的確な対応がなされるよう措置する。

2. 災害発生時の広域対策の効果的な実施のための活動要領等の策定

上記のような災害発生時の広域対策を迅速かつ的確に講じるため、災害発生時等における主として政府の広域的活動の手続き、内容等を具体化した「東海地震応急対策活動要領」を関係地方公共団体の協力を得つつ、早急に策定する。この要領は累次の訓練等を通じて掌握された課題を的確に反映させる形で毎年見直し、より実践的なものとしていく。

また、都道府県等地方公共団体においても、上記要領の策定を踏まえ、必要に応じ、広域災害に対応した防災計画の見直し等を推進する。

第4章 的確な復旧・復興対策

1. 迅速かつ的確な復旧

(1) 被災施設の早期復旧

被災施設の早期復旧のため、関係機関は、施設の復旧にあたっての物資、資材の調達や人材の広域応援等についてあらかじめ定めておくなど、迅速かつ円滑な復旧が図られるよう措置する。また、復旧の実施にあたっては、関係機関が相互に連携し、効率的に復旧活動が実施されるよう措置する。

(2) 交通ネットワークの早期復旧

交通ネットワークの復旧については、被災地の復旧活動の円滑な実施や経済活動にとっても極めて重要であり、早急に行う必要がある。特に、東海地域を通る東西幹線交通は我が国の人流・物流の大動脈であり、被災地の復旧はもとより、我が国全体の社会経済にとって極めて重要であることから、これらの早期復旧を最優先の課題として、関係機関が総力を挙げて措置する。

(3) ライフラインの早期機能確保

上・下水道、工業用水道、電気、ガス及び通信施設のライフライン施設の機能の確保は、他の復旧・復興活動に与える影響が大きいことに加えて、被災地での生活や経済活動の復旧等にとっても極めて重要である。

国、地方公共団体、関係事業者は、このような経済活動の復旧にとってのライフライン施設の重要性にかんがみ、特に企業活動に必要なライフライン機能の早期確保策について検討を実施する。

(4) がれき処理に関する活動

公共施設等の損壊により発生するがれきや、道路上に崩れた周辺建築物等のがれきの処理については、迅速な施設の応急復旧を図る上で、また、緊急輸送活動等の実施においても極めて重要な課題である。がれきの処理にあたっては、処分場の確保や輸送路の確保が大きな問題であり、特に処分場については、あらかじめ国、関係地方公共団体等において検討を進め、円滑な実施が図られるよう措置する。

2. 計画的復興のための取組み

(1) 早期復興のための基本的取組み

東海地震からの早期の復興にあたっては、関係する機関が広域かつ多岐にわたることから、国、地方公共団体があらかじめ認識を共有し、連絡調整体制を確立する。地方公共団体においては、早期の復興が図られるよう、被災地域の復興の基本方針、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のため、その体制整備の方針について定めるとともに、国においても早期の復興のための強力な体制整備の方針について定めておく。災害発生後においては、これらの方針に基づき、速やかな対応をとるものとする。

また、災害に強いまちづくりにあたり、あるいは、復旧・復興対策のための体制整備等にあたっては、行政、地域住民、専門家（研究者、技術者、コンサルタント）、NPO、自主防災組織等とあらかじめ積極的に連携を図る。

(2) 被災者等の生活再建等の支援

被災者の自立的な生活再建の支援、被災中小企業の復興等、地域の自立的な発展に向けての経済復興の支援を早期に実施するため、援助、助成措置について広く広報するとともに、被災証明の迅速な交付体制の確立等支援措置の早期実施のための体制づくりを推進する。

第5章 対策の効果的推進

1. 幅広い連携による震災対策の推進

(1) 東海地震対策の推進にあたっては、関係する機関が広域かつ多岐にわたることから、地震防災性に関する改善の目標、進捗状況等について、国の各機関、関係地方公共団体が認識を共有し、一体となって取り組んでいく必要がある。

このうち、住宅等の耐震化など特に緊急に実施すべき対策については、政府が中心となり、関係省庁の緊密な連携のもと全力をあげて対策の緊急実施を講じるものとする。

(2) 本大綱においては、多岐にわたる様々なレベルの連携の必要性を示してきたが、その中でも、防災対策を一義的に担う地方公共団体と、積極的に被災地方公共団体の支援にあたるべき国の総合的な連携が極めて重要である。本大綱に示された施策や課題については、国、関係地方公共団体等がそれぞれの取組みを行う中で、相互に支援していくとともに、共同の取組みや整合性の確保を図っていく必要がある。

特に重点的に取り組む課題については、国、関係地方公共団体で取組方針や優先順位を明らかにするよう努めつつ、相互の連携の下、順次取り組んでいく必要がある。

(3) また、震災対策の推進を定期的にフォローアップしていくことが重要であり、予防対策の推進状況については、単に事業量だけでなく、その事業の効果も含めた推進状況を把握するとともに、各防災機関の防災体制や地域住民の意識についてもフォローアップしていく必要がある。

2. 地震防災に関する調査研究の推進と防災対策への活用

震災対策の推進にあたっては、地震に関する調査研究及び地震防災に関する調査研究の果たす役割が重要である。このため、地震学など理学的分野での調査研究や地震動が構造物に与える影響、耐震設計、構造物の耐震補強などに関する土木工学、建築学など工学的応用学的分野での調査研究、震災時の人間行動や情報伝達など社会学的な分野での調査研究など、多岐にわたる関連分野相互の連携を図りながら、

地震による被害の軽減を図るため、地震に関する調査研究及び地震防災に関する調査研究を一層総合的に推進するとともに、研究機関と防災行政機関の連携を図る。

東海地震の特徴を踏まえた調査研究として、津波による建物被害の研究や長周期地震動の高層ビル等への影響についての研究等、今後の東海地震対策をより一層的に講じるための研究を進める。特に、地震発生直後の即時的情報（ナウキャスト地震情報）の実用化については、関連する機関の連携のもと、積極的に推進する。

3. 実践的な防災訓練の実施と対策への反映

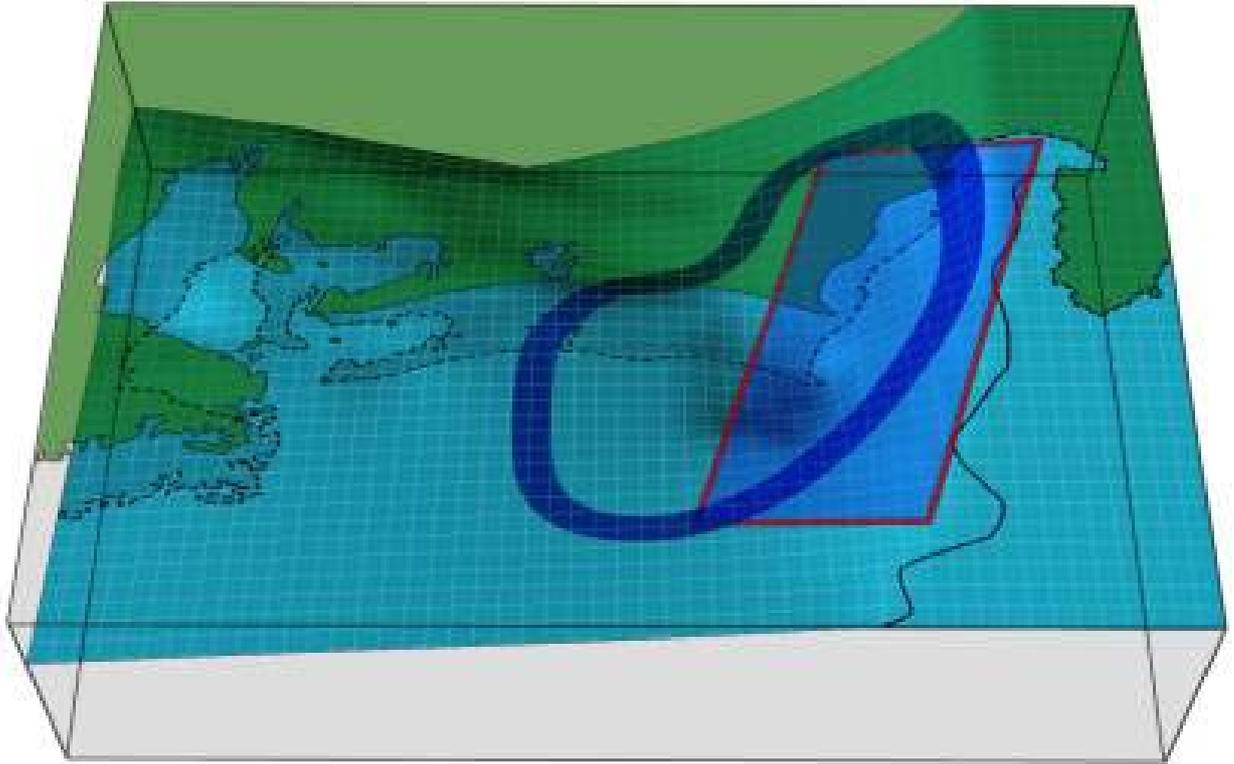
(1) 地震の発生時における震災応急対策の実施体制を確保するとともに、併せて住民や企業等の防災意識の高揚を図るため、国、関係地方公共団体及び関係指定公共機関等は、相互の緊密かつ有機的な連携・協力の下に、住民、企業等と一体となって、総合的な防災訓練を実施する。

特に、今後策定する「東海地震応急対策活動要領」に基づく広域の防災活動については、関係機関の連携のもと、図上訓練の実施も含め訓練を定期的の実施し、同要領の改訂等に反映させる。

(2) 防災関係機関は、東海地震の特殊性を十分考慮し、警戒宣言時の避難・警戒体制に係る訓練、津波からの避難訓練、発災時の広域的応急対策訓練や現地対策本部訓練、石油コンビナート等の危険物施設等における訓練及び参加者自身の判断も求められるような内容を盛り込んだ訓練など、実践的な防災訓練の充実を図る。

(別紙 1)

想定東海地震の震源域



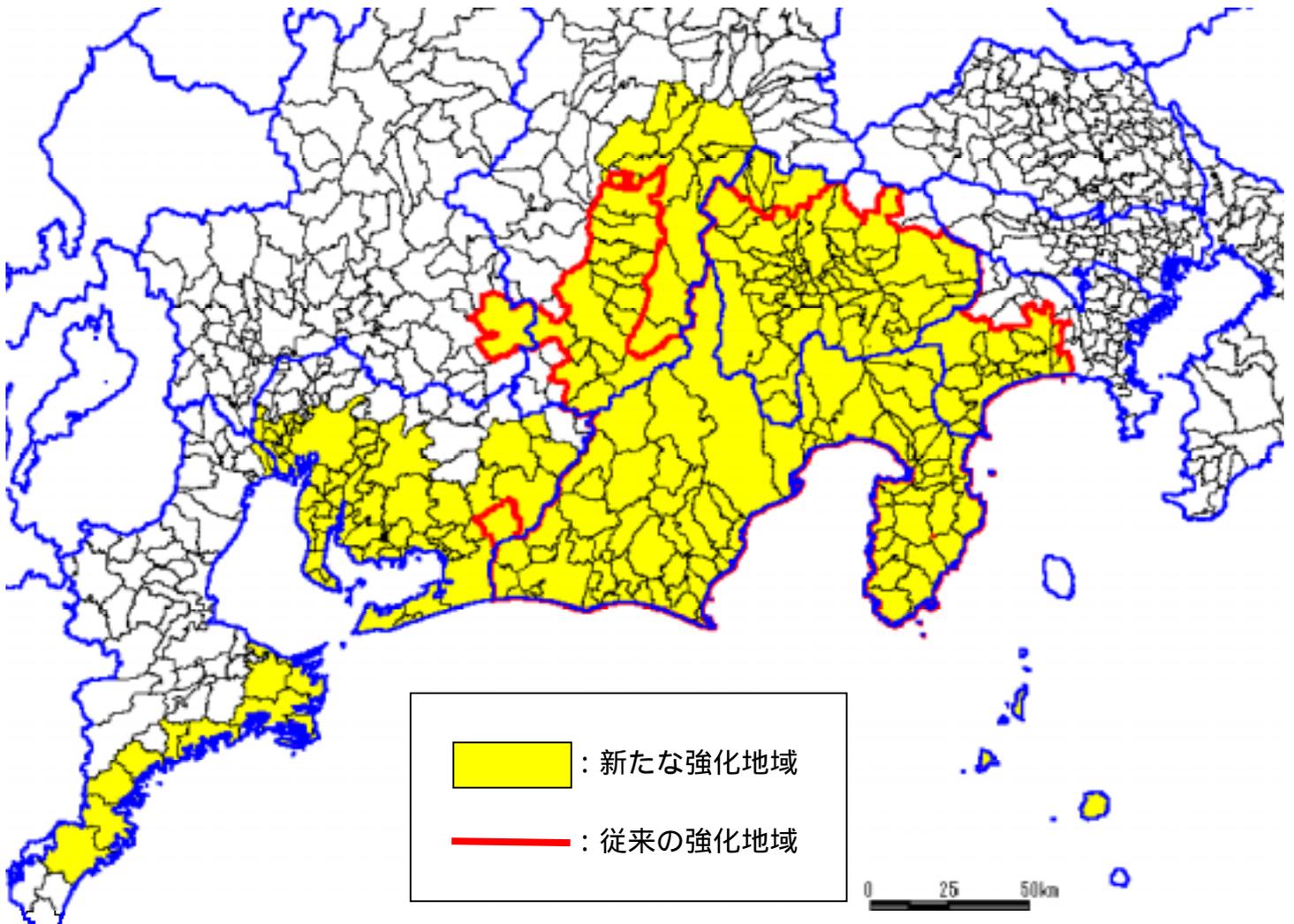
: 新たな想定震源域
(平成 13 年中央防災会議に報告)

: 1979 年当時の震源域

資料：中央防災会議東海地震に関する専門調査会報告（平成 13 年 12 月）による

(別紙2)

東海地震に係る地震防災対策強化地域



平成14年4月23日「中央防災会議」資料による